

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会  
特別支援教育士資格更新規程（2021年3月7日改定）

改定（案）	現行
改定：2021年3月7日	前回改定：2019年11月17日
<p>第5条 該当する S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に定める内容を所定の期日までに報告しなければならない。</p> <p>2 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、本協会に、<u>更新保留手数料 4,000 円+消費税</u>を添えて事由書を提出し、資格更新の保留を申し出ることができる。ただし、保留期間は2年間までとし、保留期間中は S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV を呼称することはできない。保留後、次の更新までの期間は、5年間から保留期間を差し引いた期間とする。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第3条に規程の費用と同額とする。</p> <p>3 保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養等やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>10. 本規程は、2017年6月18日に一部改定する。 11. 本規程は、2017年11月12日に一部改定する。 12. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。 13. 本規程は、2021年3月7日に一部改定する。</p>	<p>第5条 該当する S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に定める内容を所定の期日までに報告しなければならない。</p> <p>2 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、本協会に、<u>更新保留手数料 3,000 円+消費税</u>を添えて事由書を提出し、資格更新の保留を申し出ることができる。ただし、保留期間は2年間までとし、保留期間中は S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV を呼称することはできない。保留後、次の更新までの期間は、5年間から保留期間を差し引いた期間とする。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第3条に規程の費用と同額とする。</p> <p>3 保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養等やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>10. 本規程は、2017年6月18日に一部改定する。 11. 本規程は、2017年11月12日に一部改定する。 12. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。</p>